



▲書庫には整理された多くの書類があります

- 村民の皆さんが村に対する権利を保障する「情報公開制度」と村民の皆さんのプライバシーの権利を保障する「個人情報保護制度」が7月1日よりスタートします。
- 情報公開制度は、村民の皆さんが村政を知るうえで、個人情報制度は、村民の皆さんのプライバシーを守るうえでとても大切な制度です。
- 村民の皆さんのプライバシーを守るために、情報公開制度と個人情報保護制度が並んで運営されています。
- 村では、村づくりや教育、消費生活に関する情報など村民の皆さんの生活に密着した情報をもっています。これら的情報を村民の皆さんに知つていただき、村政への理解を深めながら、皆さんの声を村政に反映していきたいと考えています。
- 情報公開制度とは、村が持つている情報について、村民の皆さんの知る権利として自発的に直接入手できる制度です。

7月1日からスタートします!

情報公開制度・個人情報保護制度

- ▲書庫には整理された多くの書類があります
- 個人情報保護制度**
- 村には、村民の皆さんの年収、学歴、疾病歴、家族構成などについての個人的な情報（個人情報）があります。
- これらは、皆さんの安全、健康、福祉を保持するための基礎資料として大切なものです。
- また、個人情報は、皆さんのプライバシーに係わる情報です。プライバシーは、個人の自由や平等といった基本的人権と密接な関連をもつています。
- これまで、今日のような情報
- 村が個人情報を収集するときは、原則として本人から直接収集します。
- 収集の目的を明らかにし、原則として本人から直接収集します。
- 正確で最新なものとします。
- 漏えい、改ざん、破損、滅失します。
- 管理するときは
- 村が個人情報を管理するときには、定めがある場合などを除き、収集しません。
- 収集するときは
- 行政目的の達成に必要な最小限のものを収集します。
- 思想、信条、宗教、法令等に定めがある場合などを除き、収集しません。
- 収集するときは
- 自分の個人情報がどのように記録されているか知りたいときは、閲覧または写しの交付の請求をしてください。
- 自分の個人情報について、事実の記載に誤りがあるときは、閲覧することにより、明らかに公正または適正な行政執行を著しく妨げると認めます。

個人情報の取扱いについて

- 化社会においては、漏えいの防止など、プライバシーの保護が重要な課題となっています。
- このため、村では村民のみなさんの個人情報を適正に管理し、村民の皆さんに自分の個人情報について閲覧、訂正等の請求をする権利を保障する必要がありますから、個人情報保護制度を定め、村民の皆さんの基本的人権を守るものです。

- 失その他の事故を防止します。
- 個人情報の処理業務を外部に委託する場合には、村は受託者に対して、個人情報の保護を図るために、必要な措置を講じさせます。

- 村内の学校に在学している人
- 村内の事業所や事業所に勤務している人
- 村内に住所のある人
- 村内に事務所や事業所のある個人、法人、団体
- 村内の学校に在学している人
- 村内の事業所に利害関係のある人

▲開かれた行政をめざして

- ただし、右記以外の人の請求にも応じますのでご相談ください。
- 村が個人情報を利用するときは
- 法令の定めに基づき、適正に業務を行うときなどを除き、村の内部においても収集の目的範囲を越えて個人情報を利用しません。
- 法令に定めがあるときなどを除き、個人情報を外部に提供しません。
- 法令の定めに基づき、適正に業務を行いうときなどを除き、村の内部においても収集の目的範囲を越えて個人情報を利用しません。

請求できる人

公開しないことができる情報

- 個人情報については、皆さんのプライバシーを保護するため、原則として公開しません。また、公開することにより、法人等の正当な利益を著しく損なうおそれのあるものや村政の適切な執行ができるなら、公開することになります。また、公開しないことがありますので、次のようないくなるおそれのある情報もあります。
- 法令の定めにより非公開となる情報
- 企業などの事業活動に関する情報

- 取締り、交渉の方針、村の人事、入札などに関する情報
- 国等との協力関係に関する情報

ださい。

● 村の意志形成過程に関する情報

● 情報

● 国等との協力関係に関する情報

● 情報

- 法令や条例などにより閲覧は、閲覧または写しの交付請求については15日以内、その他請求については、30日内に行います。
- 決定に不服がある時
- 請求に応じるか否かの決定は、請求に応じるか否かの決定
- 請求に応じるか否かの決定は、閲覧または写しの交付請求については15日以内、その他請求については、30日内に行います。
- 決定に不服がある時
- 請求に応じるか否かの決定は、閲覧または写しの交付請求については15日以内、その他請求については、30日内に行います。

今まで公開されているもの

- 決定に不服がある時は、閲覧または写しの交付請求については15日以内、その他請求については、30日内に行います。
- 決定に不服がある時は、閲覧または写しの交付請求については15日以内、その他請求については、30日内に行います。

- 公開は、指定した日時・場所で閲覧していただくほか、実費でコピー（複写）をします。
- 請求があつた件については、原則として15日以内に公開できるかどうかを検討し、通知します。

- 取締り、交渉の方針、村の人事、入札などに関する情報
- 国等との協力関係に関する情報

③

